

る。この点は出雲降臨の前後で一貫している。また、大宜津比売・大穴牟遲神の事例に典型的に見て取れるように、須佐之男命は〈暴力〉を介して〈変身〉を強いる神でもある。この神は常に〈変身〉もしくは〈更新〉の〈触媒〉として働くのであり、この神自体が何らかの固定的な〈価値〉や〈秩序〉を主張・体現・確立する傾向は乏しい。

従来、『古事記』の須佐之男命の神格・神性を考察する論考の多くで、「高天原／出雲」「善／悪」「正／負」「秩序／混沌」等の二項対立を設定し、須佐之男命を後者の側として位置づけることが行われてきた。しかし、右に指摘した諸点からは、『古事記』の須佐之男命を単なる「破壊の神」「負の価値を体する神」と規定する見方が一面的なものであることが改めて知られる。『古事記』の須佐之男命は破壊的な性質を確かに有するが、それは単に破壊のみに留まる性質のものではないと言える。破壊的行為と見えるものが、その行為を通して、事態の転換や殺害対象の〈変身〉をもたらし、それによって世界秩序の更新・形成が進んでゆくような、建設的な存在としても捉えうるのである。

須佐之男命はこのように二重性を有した神であり、少なくとも『古事記』においては、「善／悪」「正／負」「秩序／混沌」の二項対立を単純に設定した上で、須佐之男命を「悪」「負」「混沌」を体する神として一義的に位置づけることは、必ずしも相応しくないと見えよう。また、この点において『古事記』の須佐之男命に関するテキストは、『日本書紀』のそれと比較して、ひとつの特色を成していると言えよう。

北畠親房における祭政一致説の意義

齋藤 公太

「祭政一致」は近世において様々な思想家に取り上げられ、近代の国家神道にも関係する概念であるが、祭政一致説を最初に提唱したのは南北朝時代の北畠親房であると言われている。記紀等の記述を顧みれば、古代社会において政治の中心が祭祀であったことが推測され、また祭祀と政治の相関関係を説く思想は伊勢神道等にも見出される。だが、「祭」と「政」の字訓が同一であることに着目して祭政一致を説いたのは、確かに北畠親房が最初であつたろう。親房の『神皇正統記』には「上古ハ神ト皇ト一ニマシマシシカバ、祭ヲツカサドルハ即政ヲトレル也(政ノ字ノ訓ニテモ知ルベシ)」という記述があり、『職原鈔』にも同様の記述が見られるからである。

もともと先行研究では祭政一致論の源流が親房にあることを指摘するにとどまり、その言説自体の意味はあまり注目されてこなかった。問題の記述が断片的である以上、それも当然ではあるが、本発表では親房の歴史叙述全体の中に祭政一致説を位置づけることにより、それが元来有していた意義について一つの解釈を提示したい。

親房の『正統記』等の歴史叙述の主眼は、皇統の無窮と南朝の正統性を主張する点にあった。他方で、親房の歴史叙述には道徳を中心とする儒教的歴史観としての側面もあり、前者の歴史観と複雑に絡み合っている。こうした親房の歴史観において

は歴史過程と人心の変化が結び付けられ、人の心が神と一致していた「上古」から、人と神との間に距離が生じ、人心が墮落する「末世」へと徐々に移行していくとされる。もともと親房は人心を正しくすることにより、下降的な歴史の流れに抵抗することができるとも考えていた。

このような歴史過程の中では天皇と神は直接的に一体の存在とは見なされない。前述の祭政一致に関する記述に見られるように、親房は神と天皇が決定的に分離した時点を、崇神天皇六年に八咫鏡を皇居の外に遷御し、皇居と神宮が分離した時に見出しているようである。「上古ハ神ト皇ト一ニマシマシシカバ……」と述べていることからわかるように、親房にとつての祭政一致は崇神朝以前の時代に限定される。すなわち親房の捉えたる祭政一致とは、その時代においていまだ神と天皇が一体であったために、天種子命・天太玉命による神への祭祀と天皇に対する奉仕としての政治が同一だったということを意味する。類似した記述が『古語拾遺』に見られることから、親房の祭政一致説は『古語拾遺』の記述を典拠として自らの歴史観の中で解釈したものと言える。

『正統記』の祭政一致説が中臣鎌足の事績に関する文脈で述べられていることからわかるように、親房は上古の祭政一致を説くことにより、中臣氏が祭祀だけを職掌としていたのではなく、神代の天児屋根命の時から天皇の政の補佐としての役割を与えられてきたと解釈する。親房は祭祀と政道を「正直」という倫理において一貫するものと捉えていたので、鎌足以降、中臣氏の末裔たる藤原氏が再び政治に関与するようになり、その

摂関政治が繁栄したことは歴史における必然的な展開として受け止められていたのだろう。以上のように、親房は制度的な祭政一致こそ崇神朝までの時代に限定していたものの、精神的な水準における「祭政一致」の存続は可能だと考えていたのではないか。

親房の祭政一致説は近世に入り垂加神道において重んじられたのであるが、たとえば玉木正英の解釈に見られるように、「神皇一体」の存在たる天皇が祭政の担い手として捉えられ、制度的な祭政一致も歴史を通じて存続すると見なされるようになる。こういった変化が生じたことには「人の世は即神代也」(『正親町公通卿口授』)とする垂加神道の歴史意識が関係しているのではないかと推測される。

禁裏御師について

加 崎 千 恵

伊勢の神宮、内宮の祢宜職をつとめた荒木田二門の流れを汲む家筋に藤波家がある。代々祢宜職を務めた一方で御師職も営み、中世以降二つの家系にわかれて「大藤波」「小藤波」とも称されて近代に至った。特に「小藤波」の家筋は、外宮の杵垣家とともに、皇室の御祈禱や御祓大麻等の献上にあたっており、このことは小藤波家の特色と思われる。この小藤波家の幕末から明治にかけての当主が藤波氏命であり、その日記や藤波家伝来の関係史料等を手がかりとして、「禁裏御師」としての